



2018年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社九州リースサービス  
代表者名 代表取締役社長 古賀 恭介  
(コード: 8596 東証第1部、福証)  
問合せ先 常務取締役業務本部長 檜垣 亮介  
(TEL: 092-431-2530)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2018年6月28日開催予定の定時株主総会に付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の目的

- (1) インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能とするため、現行定款に第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものです。
- (2) 取締役の役割(経営の意思決定と監督)と執行役員の役割(担当業務の執行)を明確にし、経営の実効性と効率性を高めるために、一部の取締役が執行役員を兼任する形に変更するとともに、会長、社長以外の役付取締役を廃止するものとして、現行定款第19条(代表取締役および役付取締役)を変更するものです。また、これに伴って、執行役員においては新たに役付執行役員を定めます。
- (3) 取締役会の招集及び議長に関する現行定款第21条(取締役会の招集)および第22条(取締役会の議長)を変更し、取締役会が予め定める取締役が取締役会を招集し、その議長を務めることとするものです。

##### 2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2018年6月28日(木曜日)  
定款変更の効力発生日 2018年6月28日(木曜日)

以 上

<別紙>

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
第13条～第18条 (条文省略)	第14条～第19条 (現行どおり)
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議をもって<u>取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名を、専務取締役並びに常務取締役各1名以上を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議をもって<u>取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。</u></p>
第20条 (条文省略)	第21条 (現行どおり)
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこれを行う。</u></p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対しこれを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、この限りではない。また、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>予め取締役会において定めた順序により取締役がこれを招集する。</u></p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対しこれを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、この限りではない。また、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の議長)</p> <p>第22条 取締役会の議長は、<u>取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>(取締役会の議長)</p> <p>第23条 取締役会の議長は、<u>予め取締役会において定めた順序により取締役がこれに当たる。</u></p>
第23条～第35条 (条文省略)	第24条～第36条 (現行どおり)